事務局説明資料

2024年９月27日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

Ⅰ. 損害保険業等に関する制度等WGの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

Ⅱ. 損害保険市場・損害保険業界の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

Ⅲ. 保険業に関する制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

Ⅳ. ご議論いただきたい事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25

Ⅰ. 損害保険業等に関する制度等WGの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

Ⅱ. 損害保険市場・損害保険業界の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

Ⅲ. 保険業に関する制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

Ⅳ. ご議論いただきたい事項・・ P25

Ⅰ 損害保険業等に関する制度等ＷＧの設置

背景

- 損保業界における保険金不正請求事案と保険料調整行為事案等の発生を受け、制度・監督上の対応を検討するため、2024年３月から６月にかけて、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下、有識者会議）を開催。
- 同会議の報告書（6月25日公表）では、両事案の再発を防止するための施策が盛り込まれているが、他方、法改正が必要と考えられる論点については、金融審議会の開催も視野に入れ、検討を継続することが求められている。

諮問文

○　保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策に関する検討

昨今の損害保険業界における保険金不正請求事案や保険料調整行為事案などを踏まえ、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現することにより、保険市場に対する信頼の確保と健全な発展を図るために必要な方策について検討を行うこと。

2024事務年度金融行政方針（抜粋）

II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

2．業態別の課題への対応

（4）保険会社

① 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書（2024 年 6 月公表）を踏まえ、第三者による評価の仕組みの導入等による損害保険会社の大規模代理店に対する指導等の実効性の向上や保険会社による自社商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与の解消、保険会社における適切な保険金支払管理態勢の確保、企業内代理店の実務能力の向上や自立の促進などについて、今後、必要な調査・分析を行った上で、監督指針の改正及び業界ガイドラインの策定・改正等を進める。

さらに、金融審議会において、大規模な保険代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進、企業向け火災保険の赤字状況等の論点について、制度改正の必要性を含め、具体的な対応を検討する。

大手損害保険会社各社の業務改善計画については、その着実な実施と実効的な改善に向けフォローアップを行う。生命保険会社においては、代理店監督のさらなる高度化を目指す。

有識者会議報告書のポイント①

顧客本位の業務運営の徹底

1. 大規模代理店に対する指導等の実効性の確保

■損保会社による代理店に対する指導等の実効性の確保
■金融庁・財務局のモニタリング強化
■第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討
■損保募集人の試験制度や継続教育の高度化・厳格化等
■態勢整備の厳格化、自主規制機関についての検討

2. 代理店手数料ポイント制度 （注）代理店手数料を算出するための枠組み。一般的に、「規模・増収」「収益性」「業務品質」等で構成される。

■「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する評価体系への変革
■「業務品質」の指標を顧客にとってのサービス向上に資するものとする

3. 保険会社による代理店等への過度な便宜供与等の制限

■自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与等の解消
■自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するほか、代理店の自立に向けた動きを阻害する出向等を解消

4. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

■顧客の最善の利益を勘案した比較推奨の確保
■顧客の保険リテラシー向上の支援（商品選択のガイドブックの作成 等）

5. 代理店の兼業と保険金等支払管理部門の独立性確保等

■代理店の兼業による弊害を防止するための措置の実施
■適切な保険金等支払管理態勢の確保（営業部門からの介入の排除 等）

有識者会議報告書のポイント②

健全な競争環境の実現

1.競争環境の歪みの是正

■独占禁止法抵触リスクをはらむ共同保険のビジネス慣行の適正化
■政策保有株式の縮減及び不適切な便宜供与の解消

2.損保会社における態勢の確保

■独占禁止法等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確保
■コンプライアンス上不適切なインセンティブとならない評価体系の策定等、適正な営業推進態勢の確保
■リスクに応じた適切な保険料を提示するための保険引受管理態勢の強化

3.企業内代理店のあり方

■企業内代理店の立場の明確化、情報共有ルールの策定
■企業内代理店の実務能力の向上（損保会社による指導等の態勢整備、不適切な代行の解消 等）
■企業内代理店の自立の促進（特定契約比率の見直し 等）

報告書の内容を踏まえ、必要な制度・監督の見直しについて、金融庁及び損保業界において、

- 監督指針の改正または業界ガイドラインの策定等により対応する施策については、速やかに調査・分析または改正等の措置を行うとともに、
- 大手損保会社が策定した業務改善計画については、その着実な実施と当局によるフォローアップを行っていくなどそれぞれ必要なプロセスを進めていく。
- 法律改正が必要と考えられる論点については、金融審議会を開催し検討を行う。

Ⅰ. 損害保険業等に関する制度等WGの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

Ⅱ. 損害保険市場・損害保険業界の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

Ⅲ. 保険業に関する制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

Ⅳ. ご議論いただきたい事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25

Ⅱ 損害保険の元受正味保険料と損害保険会社数の推移

※１：保険会社数は、各年７月１日時点の日本国内で損害保険業を営む会社（外国損害保険会社を含む。）の数。
※２：元受正味保険料は、日本国内で損害保険業を営む会社（外国損害保険会社を含み、「再保険専業」「船主責任保険専業」の会社を除く。）における「代理店扱」「保険仲立人扱」「直扱」の合計値。

出典：日本損害保険協会

Ⅱ　損害保険の元受正味保険料の内訳（種目別・損保会社別）

種目別

損保会社別

※１：いずれも2022年度における数値。
※２：調査範囲、計算方法が異なるため、P8「損害保険の元受正味保険料と損害保険会社数の推移」とは一致しない。
※３：小数点以下第１位で四捨五入を行っているため、必ずしも合計値と内訳の計は一致しない。

出典：日本ハイコム株式会社「令和5年版インシュアランス　損害保険統計号」

Ⅱ　損害保険における募集形態別の元受正味保険料のシェア率推移

□代理店扱　■仲立人扱　□直扱

※１：代理店扱とは、損害保険代理店を通じて行われる募集形態。
※２：仲立人扱とは、保険仲立人を通じて行われる募集形態。
※３：直扱とは、損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態（インターネットを含む）。
※４：小数点以下第１位で四捨五入を行っているため、必ずしも合計値は１００％にならない。

出典：日本損害保険協会

損害保険代理店数（※）と募集従事者数の推移

※保険業法第276条に定める「登録」数ベースで集計した数値（以下のスライドにおいて同じ）

出典：日本損害保険協会

Ⅱ 損害保険代理店数と募集従事者数の内訳（チャネル別）

代理店数の内訳

募集従事者数の内訳

※１：いずれも2023年度末時点における数値。
※２：小数点以下第１位で四捨五入を行っているため、必ずしも合計値と内訳の計は一致しない。

出典：日本損害保険協会

Ⅱ 損害保険における収入保険料・代理店数の推移（専属・乗合別）

代理店一店当たり平均収入保険料（百万円）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
専属	14.5	14.9	14.7	14.9	16.0	16.6	16.8	17.1	17.6	17.7
乗合	82.3	85.5	87.1	91.1	100.9	107.9	118.3	120.3	127.0	131.3

※いずれも年度末時点における数値。　　出典：日本損害保険協会

大規模な損害保険代理店の状況

代理店数

元受正味保険料

※１：「乗合保険会社15社以上」又は「乗合保険会社２社以上かつ手数料収入10億円以上」等の要件に該当する特定保険募集人をいう。
※２：損害保険会社から委託を受けている特定保険募集人に限る。
※３：いずれも2022年度における数値。

出典：日本損害保険協会、規模が大きい特定保険募集人から提出された事業報告書

Ⅱ 損害保険会社の保険種目別の保険引受利益の推移（全社計）

出典：損害保険全社のディスクロージャー資料等

保険仲立人とは

- 保険仲立人は、1995年保険業法改正時に、販売チャネルの多様化及び競争促進による利用者利便の向上を図る観点から新設された。顧客から指名を受け、保険会社から独立した存在として、中立的な立場から顧客に最もふさわしい商品をアドバイスすることができるという意味で、損害保険代理店や生命保険募集人とは異なる存在意義が期待されている。
- 保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行う（誠実義務。法第299条）。実際は、保険契約締結の媒介だけでなく、顧客のリスクの分析・評価、それを踏まえた最適な保険の選定や保険契約の条件の見直し、保険以外のリスクマネジメントのアドバイス等、総合的なリスクコンサルタント業務を行うことが期待されている。
- なお、保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料等の全額を保険会社等に請求するものとし、顧客に請求してはならないこととされている（監督指針Ｖ－４－４（1））。

出典：日本保険仲立人協会

日本保険仲立人協会の会員会社数・募集従事者数

※会員会社数は各年の12月末時点、募集従事者数は４月時点における数値。

出典：日本保険仲立人協会

Ⅱ 保険仲立人における取扱い保険料の推移

※１：「損害保険」は国内引受のみの数値。
※２：円グラフは小数点以下第１位で四捨五入を行っているため、必ずしも合計値と内訳の計は一致しない。

出典：日本保険仲立人協会

Ⅰ. 損害保険業等に関する制度等WGの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

Ⅱ. 損害保険市場・損害保険業界の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

Ⅲ. 保険業に関する制度の概観・・・ P20

Ⅳ. ご議論いただきたい事項・・・ P25

2014年保険業法改正時の主な改正事項

- 保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講じたもの。

保険募集の基本的なルールの創設

趣旨

虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向け、「積極的な顧客対応」を求める募集規制を導入。

改正事項

■ 「意向把握義務」の導入（法第294条の２）
⇒　保険募集の際に、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求める。

■ 「情報提供義務」の導入（法第294条）
⇒　保険募集の際に、商品情報など、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める。

保険募集人に対する規制の整備

趣旨

独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対し募集の実態に応じた体制整備を義務付ける規制を導入。

改正事項

■ 保険募集人に対する体制整備義務の導入（法第294条の３）
⇒　複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求める。

■ 大規模な保険募集人に対する帳簿書類等に関する規定の整備（法第303条、304条）
⇒　募集形態の実態把握が困難な、規模の大きい保険募集人に対して、当局による監督強化の一環として、帳簿書類の作成・保存及び事業報告書の提出を義務付ける。

保険仲立人に係る規制緩和等

趣旨

顧客保護に配慮しつつ、「保険仲立人」の新規参入や既存業者の活性化を促進できるよう、参入障壁を緩和。

改正事項

■ 長期の保険契約の媒介に係る認可制の廃止（法附則第119条）
⇒　保険仲立人が「保険期間５年以上」の長期保険契約の媒介業務を行う場合に別途求められる当局の「認可」を不要とする。

■ 保険仲立人の立場の明確化（法第299条）
⇒　保険仲立人が「顧客からの委託を受けて」保険契約の媒介を行う者であることを明確化する。
※　その他の参入要件緩和として、保証金の最低金額を引下げ [政令事項、4,000万円→2,000万円]

Ⅲ 保険募集人（乗合代理店）と保険仲立人の主な規制比較

	保険募集人（乗合代理店）	保険仲立人
法的な立場	所属保険会社から委託を受けて保険募集（代理又は媒介）を行う者	顧客から委託を受けて保険募集（媒介のみ）を行う者 ※媒介手数料は保険会社から受領
参入要件	登録制 ※保険仲立人との兼業は不可	登録制 ※保険募集人との兼業は不可 ※登録拒否要件の一つに「保険募集業務を的確に遂行するに足りる能力を有しない者」
複数の保険会社の保険商品の取扱い	損保：取扱い可（規制なし） 生保：原則として取扱い不可だが、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合等は取扱い可	取扱い可（規制なし）
保険募集に関する賠償責任の規定	所属保険会社の賠償責任	・保証金の供託義務（2,000万円） ・賠償責任保険契約の締結

Ⅲ 保険募集人（乗合代理店）と保険仲立人の主な規制比較

	保険募集人（乗合代理店）	保険仲立人
保険募集に関する義務（注１）	・情報提供義務 ・顧客の意向把握・確認義務 ・業務運営に関する体制整備義務 －社内規則等の策定・従業員に対する研修等の実施 －個人情報保護措置 －委託業務の的確な遂行を確保するための措置	
	・比較推奨販売を行う場合の情報提供義務	・手数料・報酬等の開示義務 ・誠実義務 （最も適切な商品を助言する義務等）
保険募集に関する禁止行為（注１）	・自己契約の禁止（生命保険募集人を除く） ・虚偽告知・重要事項に関する不告知の禁止 ・特別利益の提供禁止 ・不当な比較販売の禁止	
監督	・帳簿備付（注２） ・事業報告書提出（注２） ・報告徴求・立入検査 ・業務改善命令 ・登録取消等	

（注１）銀行等が保険募集人又は保険仲立人として保険募集を行う場合は、非公開情報保護措置、保険募集に関する指針の策定・公表等、法令等遵守責任者の設置、融資先に対する保険募集の制限（一部の保険契約の保険募集を行う場合）等の措置を講ずる必要あり。
（注２）保険募集人に関しては、内閣総理大臣に登録を要する特定保険募集人のうち規模の大きなもの（所属保険会社等が15以上、又は、１事業年度に２以上の所属保険会社等から受け取った報酬等が10億円以上の代理店）のみ。

保険募集に関連する規制の全体像（損害保険の場合）

（注１） 保険募集人については、保険会社に対して、「公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置」を講じることとしており、日本損害保険協会が実施する試験制度を活用し、これに合格した者を保険募集人とする実務とされている。

（注２） 保険仲立人の登録拒否要件として、「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力を有しない者」が規定されており、これを日本保険仲立人協会が実施する試験に合格していることで満たす実務とされている。

Ⅰ. 損害保険業等に関する制度等WGの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

Ⅱ. 損害保険市場・損害保険業界の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

Ⅲ. 保険業に関する制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

Ⅳ. ご議論いただきたい事項・・・ P25

ご議論いただきたい事項

○ 有識者会議の報告書を踏まえ、さらなる検討が必要と考えられる以下の論点について、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現する観点から、どのような課題があり、どのような制度上の対応が必要と考えられるか。

・ 保険会社による適切な管理・指導が十分に機能しづらい大規模な保険代理店において、募集品質の向上が図られるために、どのような対応が考えられるか。

・ 保険仲立人制度は1995年の保険業法改正時より導入されたが、いまだ十分に活用されていない。保険仲立人の活用を促進するためには、どのような対応が考えられるか。

・ 近年、損害保険会社において企業向け火災保険の赤字が継続している状況について、どのような課題があると考えられるか。

・ 損害保険市場における公正な競争環境を実現する観点から、損害保険会社による便宜供与や企業内代理店の目指すべき姿等について、どのように考えるか。

○ 上記の他、保険市場に対する信頼の回復と健全な発展を図る観点から、本WGで検討すべき論点はあるか。あるとすれば、どのような対応が考えられるか。